

議案第 4 1 号

朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例

朝霞市介護保険条例（平成 1 2 年朝霞市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「及び令和 2 年度の各年度」を削り、同条第 5 項中「及び令和 2 年度の各年度」を削り、同項を同条第 7 項とし、同条第 4 項中「前項」を「第 3 項」に改め、「及び令和 2 年度の各年度」を削り、同項を同条第 5 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

6 第 4 項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 2 年度における保険料率について準用する。この場合において、第 4 項中「1 1, 2 0 0 円」とあるのは、「2 3, 7 0 0 円」とする。

第 3 条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 第 1 項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 2 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1 1, 2 0 0 円とする。

第 3 条に次の 1 項を加える。

8 第 4 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 2 年度における保険料率について準用する。この場合において、第 4 項中「1 1, 2 0 0 円」とあるのは、「3 8, 6 0 0 円」とする。

第 6 条中「及び」を「又は」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 3 条第 3 項から第 8 項までの規定は、令和 2 年度分の保険料率について適用し、令和元年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

令和 2 年 6 月 5 日提出

朝霞市長 富岡 勝則